

第4節 草津市コミュニティ事業団による地域コミュニティへの総合的
・包括的な中間支援とコーディネーター (滋賀県草津市)
大杉 覚 (東京都立大学法学部 教授)

【調査の概要】

調査日 2024年11月13日(水)

調査場所 草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)

調査先 草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

西山宜克課長、西村風人主任、中西大輔氏

(草津市 子ども・若者政策課 織田泰行課長)

公益財団法人草津市コミュニティ事業団まちづくり振興課

茶木修一課長

調査者 大杉 覚、深沢裕治(一般財団法人自治研修協会総務部長)

【草津市の概要】

草津市(くさつし)は、滋賀県の南部に位置し、南北約13.2キロメートル・東西約10.9キロメートルとやや南北に広がった地域からなる。東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、天下を手中に収めようとした時の権力者たちにとっても、歴史上重要な場所で、現在も滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっている(草津市の総面積67.82平方キロメートル)。



県内でも比較的温暖な気候に恵まれ、また、琵琶湖の湖辺一帯にはのどかな田園風景が広がり、この風景と琵琶湖の対岸に望む比良・比叡の山並みが調和し、四季折々の美しい景観を楽しむことができる。

古くからの陸上、湖上の交通の要衝としての歴史がある草津市には、多くの人やものが行き交い出会う中で育まれた街道文化が息づいている。また、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能をはじめ、様々な歴史文化遺産が受け継がれており、「芦浦観音寺」、「草津のサンヤレ踊り」については日本遺産に認定されている。

市の中心市街地は、JR草津駅とJR南草津駅の両駅を中心に形成しており、JR草津駅周辺では大型商業施設や高層住宅等が整備され、旧東海道沿道や草津川跡地公園などでは、多くのひとが行き交い、集うなど、にぎわいと交流が広が

っている。

また、JR 南草津駅は、京都・大阪へのアクセスがよく、駅周辺では、マンション等の住宅基盤が整備され、ファミリー世帯や学生の転入が多く、にぎわいと活力に満ちている。

市の東部は、良好な居住環境が広がるとともに、びわこ文化公園都市区域には、教育・福祉・医療・文化等の施設が集積しており、多様な機能の交流が図られ、新たな都市の魅力が生み出されている。

市の西部では、琵琶湖のほとりに豊かな農地が広がり、環境分野の施設が集積するなど、人と環境の調和が図られている。

<草津市の基礎データ>

面積 67.82 km²

2020（令和2）年国勢調査人口 143,913 人

2022（令和4）年度決算（普通会計）歳出総額 54,466 百万円

2022（令和4）年度財政力指数 0.92

（市 HP 等より）

1. はじめに

本節は、草津市における学区まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会）に対する支援のなかでも、特に公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下、事業団）が果たしてきた中間支援機能を事例としてとりあげ、その担い手をコーディネーターと位置づけて紹介する。草津市では総合的・計画的・段階的に支援体制の整備を進めるなど、事業団がコーディネーターの活動を通じてその中間支援機能を実効的に発揮する環境づくりを重視してきたことが、まちづくり協議会の活動を次第に賦活することにつながってきたのではないかという点に着目してみたい。

2. 草津市におけるコミュニティ支援策の系譜

草津市は 2010 年度より小学校区を単位としてまちづくり協議会の設立を開始し、2012 年度には全市 13 学区で立ち上げている（2015 年度に 1 地区新設して、現在 14 学区）。

草津市の取り組みで特徴的なのは、計画的かつ段階的な支援体制のスケジュールを組むことで、まちづくり協議会に対して、単に設立時の立ち上げ支援を行うにとどまらず、多角的な支援体制を組んだことである。

これまで多くの自治体で、まちづくり協議会など協議会型住民自治組織が行政主導で立ち上げられてきたが、設立段階で手厚い支援を行ったとしても、設立

後は地域に丸投げして特段の支援策を講じず、運営面から手を引いてしまうような自治体が散見されたりする。これに対して草津市の場合、市の施策としてまちづくり協議会を立ち上げた経緯から、各まちづくり協議会の自立に向けて、「ハコモノとお金と中身（運営）」の支援を市としてしっかり行うという考えが当初からあったという。

そこで、事業団の活動の紹介に入るまえに、各学区でのまちづくり協議会設立から活動の展開までの取り組みを、草津市におけるまちづくりの経緯や政策上の位置づけという観点から確認しておきたい。

（１）政策体系の整備

第１に、まちづくりに関連する条例等が体系だって整備されるなかで（図表２参照）、まちづくり協議会制度の充実強化が図られてきたことが指摘できる。図表１は、まちづくり協議会と関連する条例や交付金制度、地域まちづくりセンター指定管理者制度について時系列に取りまとめられたものであり、図表２は、そのなかの条例や計画等自治体の政策の体系を示したものである。

最初のまちづくり協議会が設立される前年、2008年に協働のまちづくり指針が策定され、これが2014年協働のまちづくり条例につながり、同条例を踏まえた協働のまちづくり推進計画が２次にわたって策定されてきた（第１次：2015年度～2019年度、第２次：2020年度～2024年度）。その間に、自治体基本条例（2011年）、市民参加条例（2012年）、地域まちづくりセンター条例（2016年）など、まちづくり推進の骨格となる基本条例が相次いで制定されている。現在から振り返っていえば、法制度上の根拠づけが順序立ててしっかりとなされてきた点が草津市の取り組みの特徴だといえる。

特に注目しておきたいのは、協働のまちづくり条例で中間支援組織について規定された点である。同条例第７章で「中間支援組織」が設けられ、①「市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間において支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる」（第22条第１項）、②「指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする」（第２項）、③「市は、・・・指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする」（第３項）と定められている。同条例によって指定された中間支援組織として、事業団のほかに、社会福祉法人草津市社会福祉協議会がある。市内には中間支援機能を果たすさまざまな団体やコーディネーターとなる人材はいるが、そうしたなかでこれら二つの団体が市の施策推進にあたって中心的・代表的な位置づけを明確にされたといえる。

(2) 支援事業の整備

第2に、まちづくり協議会に対する支援の内容が段階的かつ包括的に整備されてきた点である。図表1及び3からもわかるとおり、まちづくり協議会の活動の立ち上げから運営の本格化、自走化、活動内容の展開といった各段階に応じて、制度創設・見直しを行ってきた。

例えば、財政支援に着目すると、まちづくり協議会設立時の2011年には、まちづくり協議会推進補助金を交付しているが、翌2012年にはまちづくり協議会の担う7事業に対する補助を一括化した地域一括交付金制度を創設し、翌2013年には21事業を対象を広げるなど(2015年、1事業廃止で20事業が対象)、段階的に一括化を進めてきた。

また、まちづくり協議会の運営面への財政支援として、専属職員の配置に対して運営交付金を交付している。初年度に当たる2013年は1名、翌年以降順次職員数上限を増やし、2017年からは専属職員1名分の交付金に加えて、まちづくり協議会が地域まちづくりセンターの指定管理者の指定を受けたことで指定管理料に職員4名分の人件費が充当されるようになって、現在に至っている。

(3) キラリエ草津の開設と見直し

第3に、現在の中間支援機能のあり方にとって画期となったのが、2021年に草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)が開設されたことである。キラリエ草津のホームページを見ると、「市民と行政が、互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、多様な市民活動を支援するために設置されました」とある。キラリエ草津には、本節で考察の対象となる事業団のほか、先述の社会福祉協議会や男女共同参画センター、ココクル♡ひろば、人権センター、少年センターなどが入居している。

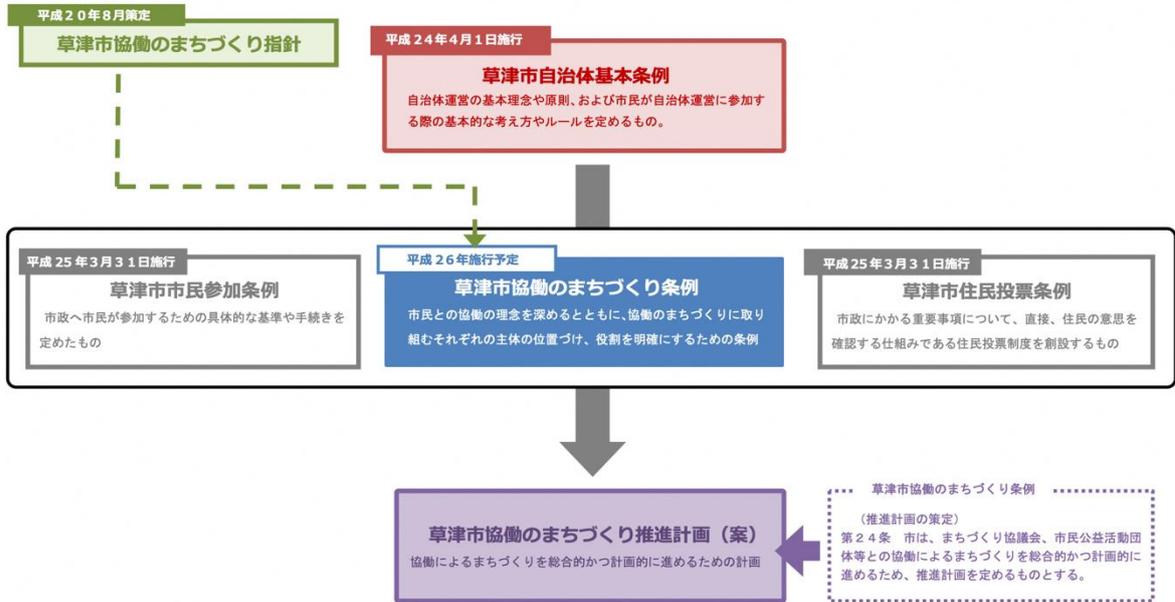
重要な点は、キラリエ草津開設をきっかけとして、支援事業の見直し・改革が図られた点である。図表3からもわかるとおり、交付金制度についてもそれまでの地域一括交付金とまちづくり協議会運営交付金が統合される、指定管理者の指定についても指定期間が3年から5年に延長されるなど、支援制度全般に及ぶ改革の契機となった点は注目される(後述参照)。

図表1 まちづくり協議会に係る条例・交付金・指定管理等の経緯

年度	条例	交付金	指定管理	その他の動き
2008	H20			協働のまちづくり指針策定（8月）
2009	H21			
2010	H22			市内初のまちづくり協議会設立（11月・草津学区）
2011	H23	自治体基本条例（6月）制定 まちづくり協議会推進補助金交付		10学区でまちづくり協議会設立
2012	H24	市民参加条例制定（12月） まちづくり協議会交付金規則制定（9月） 地域一括交付金創設（7事業を一括化） 地域ふるさとづくり交付金（提案型・4年間のみ）創設		市民協働推進計画（H24～H26） 協働契約ハンドブック策定 市民センター施設機能調査実施 笠縫東・渋川でまちづくり協議会設立
2013	H25	地域一括交付金を拡大し21事業を一括化		草津市まちづくり協議会連合会設立（4月） 各まちづくり協議会に専属職員1名を上限として配置
2014	H26	協働のまちづくり条例制定（7月）		市が中間支援組織を指定（7月） 市がまちづくり協議会を認定（8月）
2015	H27	地域一括交付金のうち1事業が廃止されて20事業を一括化		協働のまちづくり推進計画（H27～H31）
2016	H28	地域まちづくりセンター条例制定（6月） がんばる地域応援交付金創設（提案型・4年間のみ）	公民館・市民センター廃止（年度末）	全まちづくり協議会が健幸宣言（8月） 諸証明のコンビニ発行開始（8月） 老上まちづくり協議会が分離し老上西まちづくり協議会設立（3月）
2017	H29		地域まちセン指定管理（第1期）	クラウドファンディング活用サポート事業開始
2018	H30			
2019	H31			
2020	R2	地域まちづくり一括交付金創設（地域一括交付金を改正） 課題解決応援交付金創設（提案型・4年間のみ）（がんばる地域応援交付金を改正）		協働のまちづくり推進計画（第2次）（R2～R6）
2021	R3		地域まちセン指定管理（第2期）	多文化共生推進プラン（R3～R7） キラリエ草津開設（5月） 草津市自治連合会廃止（3月）
2022	R4			
2023	R5			
2024	R6	地域まちづくり一括交付金および課題解決応援交付金（提案型・4年間のみ）を改正		

（出典）草津市ヒアリング時提供資料より

図表2 草津市協働のまちづくり条例の位置づけ



(出典) 草津市ホームページより、

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/kaigishingikai/hokoku/naibu/machidukuri.files/itiduke2.pdf>

図表3 草津市のまちづくり協議会の発展過程(設立・交付金・指定管理)

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2~R5年度	R6~R9年度							
7. 設立	第1段階(立ち上げ支援)											第2段階(雇用支援)		第3段階(自立支援)		第4段階(安定化支援)		第5段階(地域共生支援)	
設立	学区まちづくり協議会設立(全13学区)				老上西まち協設立								R1年度		R5年度				
条例	自治体基本条例施行(市民の役割を規定)											協働のまちづくり条例施行(条例でまち協を位置付け)							
認定					まち協認定(全13学区)		老上西まち協認定												
2. 交付金	第1段階(立ち上げ支援)											第2段階(雇用支援)		第3段階(自立支援)		第4段階(安定化支援)		第5段階(地域共生支援)	
地域一括交付金			7事業を一括交付金化		21事業を一括交付金化		20事業を一括交付金化(1事業がH26で廃止のため)						R1年度		R5年度				
まち協運営交付金					専属職員1名上限		専属職員2名上限		専属職員3名上限		専属職員3名上限		専属職員1名分(残り4名分は指定管理料)						
地域まちづくり一括交付金												地域一括交付金とまち協運営交付金の統合		R5年度					
地域ふるさとづくり交付金(提案型)	各学区4年間で総額300万円上限												R5年度						
がんばる地域応援交付金(提案型)					各学区4年間で総額300万円上限														
地域課題解決応援交付金(提案型)											各学区4年間で総額250万円上限		R5年度						
3. 指定管理	第1段階(立ち上げ支援)											第2段階(雇用支援)		第3段階(自立支援)		第4段階(安定化支援)		第5段階(地域共生支援)	
指定管理									指定期間(3年)・非公募・使用料金制		指定期間(5年)・非公募・使用料金制		指定期間(5年)・非公募・使用料金制		R6年度				
指定管理料									職員4名分人件費		職員4名分人件費		職員4名分人件費		R6年度				
中間支援									会計事務分務支援 ネットワーク環境整備支援・パソコン整備		会計事務分務支援 ネットワーク環境整備支援 パソコン整備		会計事務分務支援 ネットワーク環境整備支援 パソコン整備		R6年度				

(出典) 草津市ヒアリング時提供資料より

3. 事業団による中間支援業務とコーディネーターの役割

本項では事業団の組織や活動の現況を確認したうえで、その中間支援業務の内容とそこで果たすコーディネーターの役割について概観したい。なお、すでに述べたように本節では、まちづくり協議会など地域型コミュニティに対する中間支援機能を対象として紹介しているが、必要に応じて市民活動団体・NPO（市民公益活動団体）などテーマ型コミュニティに対する支援についても言及することとしたい。

（1）組織と活動

① 組織・人事体制

事業団は、1984年に草津市100%出資の財団法人として設立された外郭団体である。当初、シルバー人材業務を手掛けたほか（のち、シルバー人材センターは独立）、市民会館、社会体育施設の受託からはじまり施設管理受託を中心に事業展開してきており、現在でも施設の指定管理・管理受託が中心的な業務の一つとなっている。

草津市副市長（現在、辻川明宏氏）が理事長を務めるほか、市派遣職員は事務局長1名である。プロパー職員等は、一般職員13名、常勤契約職員12名、非常勤契約職員9名、アルバイト・パート13名、計48名（理事長、常務理事を除く）である（2023年4月1日現在）。このうち、中間支援業務に関わるまちづくり振興課は、一般職員4名、非常勤契約職員6名、アルバイト・パート1名の計11名で構成される。

こうした現在の組織・人事体制は、次に述べるような事業団のあり方を見直す取り組みがなされたことによる。

② あり方の見直し方針の策定

先に述べたように、キラリエ草津開設にあわせて事業団についても見直しが図られた⁶。その際、打ち出されたのが「コミュニティ事業団のあり方について～方針～」(令和4年1月、草津市まちづくり協働部まちづくり協働課)である。同方針では、中間支援組織としての方向性（機能強化）として、①地域型コミュニティの振興、②目的（テーマ）型コミュニティの振興、③指定管理施設の受託を通じた市の政策実現の支援、が掲げられている。特に「地域型コミュニティの振興」については、「現在、会計事務など事務的な支援を中心にまちづくり協議

⁶ なお、見直しにあたっては、キラリエ草津開設以外にも、2014年介護保険法改正（要支援者に対する介護予防の市町村総合事業への移行など）や県内近隣自治体のコミュニティ政策の取り組みなどからの刺激や影響が複合的に作用したとされる。インタビュー調査による。

会を支援していますが、各まちづくり協議会のニーズに合わせ、コンサルティング業務や人材育成などの支援も積極的に行い、将来を見据えた地域コミュニティの振興を図ります」としている。

これに対して、「現状」では、市の中間支援組織として指定を受けた 2014 年以來で、正規職員は最大で 11 名であったのが、現状（当時）では 5 名となり脆弱化してしまったこと、「今後、ますます重要性が高まるコミュニティ振興分野に従事する職員は、管理職の 2 名のみの体制であり、「持続可能な地域づくり“まちづくり”」を推進するため、中間支援として必要なコーディネート業務が十分に担えていない」ことが深刻な課題とされた。

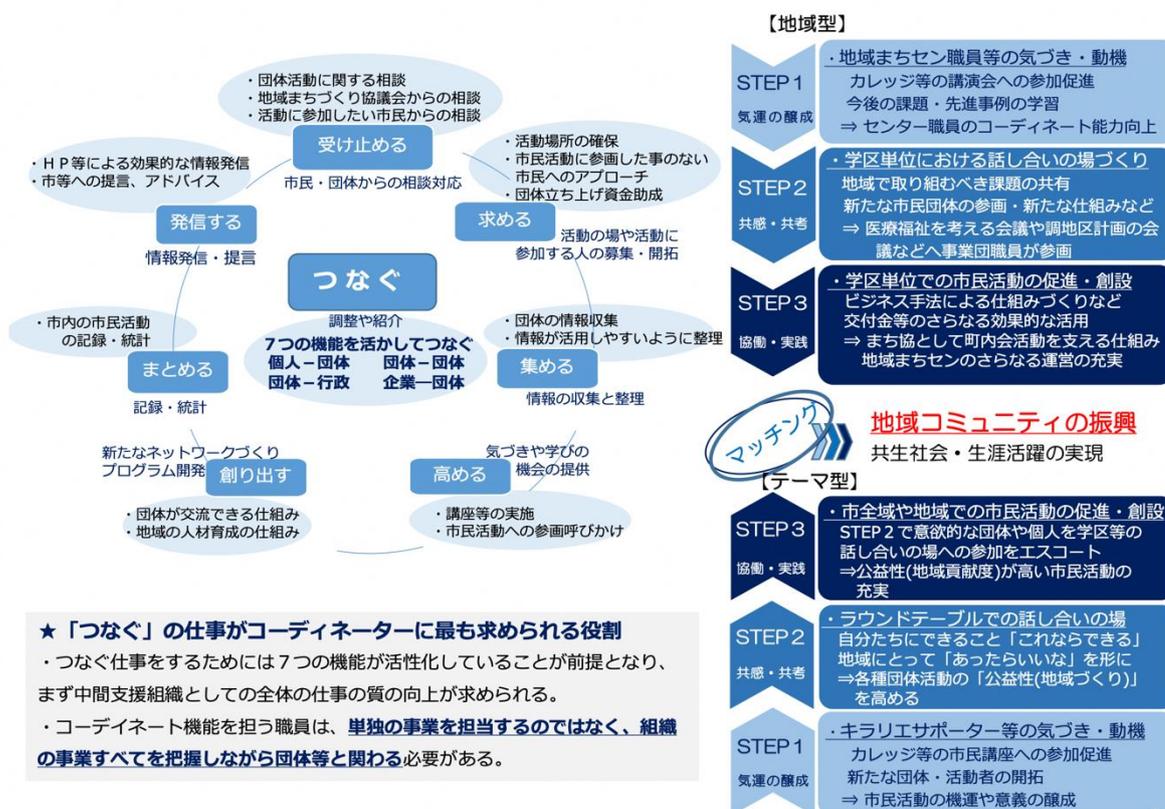
また、事業団の施策・業務分析を行い、コミュニティ振興のための中間支援組織として最重要機能である団体間のコーディネート機能（相談コンサルティング業務）が低い割合にとどまっていることから、早急に地域づくりのためのコーディネーターの役割を担う職員を増員する必要があること、かつ、地域づくりのためのコーディネートに関する事業は経験が必要なことから、組織として経験を蓄積し継承できるよう体制強化を図る必要があるとした。

これら抽出された課題に対応すべく、同方針では、図表 4 のようなコーディネーターの業務や目指すべき姿を提言している。地域型コミュニティを主体に整理すると、

- ・地域まちづくりセンターへの関わりについては、現在事務支援が中心であることを、地域まちづくり計画のコンサルティングや各種会議のコーディネート等、まちづくりに関わる支援を積極的に行うことで、地域まちづくりセンター職員のまちづくりに対する意識を高める
- ・地域課題の把握やその解決の手法については、地域課題解決応援交付金等の制度を活用して地域が主体的に考えることができるよう、学区単位の話合いの場に事業団が参画しながら地域まちづくりセンター職員やまちづくり協議会の人材育成を行う
- ・テーマ型の市民活動団体への支援を通じて、活動場所を地域へ広げるための働きかけを行い、団体の公益性を高めながら市民活動を市内全域に広げることで、地域コミュニティとの融合を図る

とされている。

図表4 コーディネーターの業務&目指すべき姿



(出典) 草津市まちづくり協働部まちづくり協働課「コミュニティ事業団のあり方について～方針～」(令和4年1月)、4頁

(2) 中間支援業務の内容

事業団が担う中間支援業務は、①バックアップ型支援と②プロデュース型支援に大別される。

① バックアップ型支援

バックアップ型支援は、事業団がすべてのまちづくり協議会に対して共通して行っている支援である。

2017年より各学区に設置されている市民センター(公民館)が地域まちづくりセンターへと機能転換され、まちづくり協議会が指定管理者として同施設の管理運営を担うこととなった。すでに述べたとおり、指定管理以前の段階でも、まちづくり協議会には専属職員を雇用するための運営交付金制度が設けられ、次第に拡充されてきた。また、指定管理者として指定されてからは指定管理料に職員人件費が算定されるなど、まちづくり協議会の運営面に対する財政支援が整備されてきた。その一方で、指定管理にあたって職員の雇用をはじめ新たに生

じた事務負担の軽減を図るのが、バックアップ型支援の目的である。上記の見直し方針でも述べられたように、手厚い事務支援として展開されてきたものである。その内容はすべてのまちづくり協議会で共通することからパッケージ支援と呼ばれており、大別して3つのサポートで構成される。

第1に、会計・税務・労務サポートである。会計・税務・労務に関して専門的な助言や事務支援で、事業団がプロポーザルで採用した会計事務所を支援業者として委託契約して行うものである(第2期では随意契約)。その内容としては、会計・税務に関しては、税務書類作成、税務代理支援、出納業務、伝票処理、帳簿管理等といった通年業務に関する会計処理に係る支援、決算支援等、労務に関しては、労務管理全般の支援、社会保険・雇用保険・労働保険の手續支援といった専門的な支援である。

事業団が支援業務を担うことで、会計事務の負担軽減が可能となる、事業団が一括して専門家と業務提携することで、安価にサポートが受けられるというメリットが挙げられている。

第2に、ネットワーク環境の構築に関するサポートである。各種規定や様式、専門家による助言内容、法改正に関する情報などをサポート対象団体間で共有できるシステム(情報共有グループウェア)の運用である。そのメリットとしては、第1に、他の協議会と共通のソフトを使用することで各種データの活用が可能となること、第2に、専門家相談など他団体の質疑内容を共有化し、蓄積活用することができること、第3に、法改正などまちづくり協議会独自で収集し、対応していくことが難しい情報の入手と対応が容易となること、などが挙げられている。

第3に、パソコン整備とネット環境の構築に関するサポートである。その内容としては、業務用PC(各センター4台)の設置と日常の保守管理、インターネットやメール等のインフラ環境の構築とその保守管理、である。これらの支援によって、センター独自でネット環境を構築せずに済むことから、経費の縮減、専門知識の不要、煩わしさ軽減などの効果が期待できること、ネットでの不具合時には事業団指定の業者が即時対応できること、事業団設置のルータと端末でセキュリティ対策を実施できることなどのメリットが挙げられている。

以上のようなパッケージ支援をしっかりと提供してきたことが、まちづくり協議会との信頼関係形成に重要な意義があったとされ、さらに次に述べるプロデュース型支援に繋げることができたとされる。

② プロデュース型支援

上記方針でより充実することとされたまちづくりにかかわる支援であり、計画策定・人材育成・情報発信・ネットワークコーディネートなど、個別のまちづ

くり協議会の実情を踏まえて地域課題の解決を応援するために行われるものである。事業団の職員がコーディネーターとして本領を発揮することが期待される業務でもある。

プロデュース型支援で賦活した地域の事業の取り組みとして特徴的なことは、一つには若い世代の参画によるものが多いこと、そしていま一つは、そうした若い世代へのアプローチを行うに際して、まちづくり協議会と地元の立命館大学との連携により取り組まれていること、が挙げられる。図表5は、地域における主要な取り組み内容と事業団によるプロデュース型支援の内容を示したものである。

こうしたプロデュース型支援が重視された背景には、草津市固有の事情として中心市街地活性化に関わる事業との関連があったことを補足しておきたい。中心市街地のみならず郊外のまちづくりを重視すべきという都市計画上の配慮があり、コンサルティングを活用するなどして、若い世代の参加を得ながら地域再生の観点から取り組みを進めるなかで好事例（山田学区、笠縫学区）が生まれるなどの経緯があったことが、中間支援のあり方としてプロデュース型が位置づけられるうえで大きかったとされる。とりわけ、そうした活動のなかで、優れた感覚を持つ若い世代の意欲を巧みに引き出し、比較的年配の世代が多いまちづくり協議会との連携をとりもったコーディネーター役の事業団の職員の存在が、プロデュース型支援を制度化する決め手であったと考えられる。

図表5 地区での新たな取り組みとコミュニティ事業団による中間支援

地区	活動名称	取組内容と中間支援
志津	志津を楽しくする100のプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・センターが若い世代の活動拠点となり、趣味等で繋がったプロジェクトが100個できたら、きっと楽しいまちになるだろうと、ワークショップを開催し、推し活など、ゆるくつながるプロジェクトが生まれています。組織体制も役員みの部会制から役員と有志からなるプロジェクト制に移行しており、カフェやマルシェ、子ども食堂などに、ボランティアや市民活動団体が多数参加しています。 ・事業団では、まちづくり計画策定のコンサルティングやワークショップのコーディネートなどの伴走支援を実施しています。
渋川	渋川なんでもやる会	<ul style="list-style-type: none"> ・他学区を参考に「渋川でできること」を考えよう！とワークショップで、好きや得意を聞いて、人材発掘を行いました。後日15人程の有志で「渋川なんでもやる会」を発足し、PTA役員や市民活動の経験者など30代から50代がコアメンバーとなりました。子どものチャレンジを応援したい。まき割りやパンづくり、オリンピックの陸上教室や高校生指導のお菓子作りなど、メンバーも一緒になって楽しんでいます。 ・事業団では、ワークショップの企画、運営を行ったあと、メンバーの一員として、伴走支援を実施しています。

老上	わくわく！！おいかみチャレンジ助成	<ul style="list-style-type: none"> 学区版市民活動助成金事業を実施。若手中心に3提案があり、ワンワンパトロール隊では、ペットコミュニティを新設して防犯パトロールを実施。ハロウィンパレードでは、350名の親子が仮装をして、地域内を歩きました。まちづくり協議会の構成員に老上みらい応援隊という市民活動グループが参画していて、市民活動と地域連携が進んでいます。 事業団では、助成金事業のノウハウを提供し、職員も審査員になって、まちづくり協議会が行う助成事業を支援しています。
笠縫	笠縫ツナガリ隊	<ul style="list-style-type: none"> 30代のコアメンバーが、まちづくり協議会が用意した休耕田で農作業を通じたコミュニティを結成。小学校の芋ほり体験を支援したり、地域行事の企画立案や公式LINEを立ち上げて情報発信を行うなど活動の支援に対し、若い世代の得意なことで貢献しています。 事業団では、まちづくり計画策定のコンサルティングや、ツナガリ隊の運営会議に参画し、協議会主導の取り組みをサポートしています。
山田	ヤマミラ	<ul style="list-style-type: none"> 100人若手ワークショップと題して、町内会から推薦された若手メンバーがアイデア出しを行い、3つのプロジェクトチームで取り組みがスタートしました。その一つ食チームでは、地域資源の山田メロンを使って、地ビールやシャーベットを開発するなど商品開発もしています。 事業団では、山田在住職員が、ヤマミラメンバーの一員として加入して活動。隣接する笠縫ツナガリ隊との交流会もサポートしました。
市域	まちづくり協議会と大学サークルのマッチング会	<ul style="list-style-type: none"> 立命館大学シチズンシップスタディーズという授業を活用して、まちづくり協議会と大学サークルのマッチング会を実施しています。令和5年度は、11地域のまちづくり協議会の参加があり、大学と地域の連携事例が増えています。 事業団では、大学生による企画立案を支援し、まちづくり協議会ニーズの聞き取りや大学サークルの参加呼び掛けをサポートしています。
市域	まちなジブンゴトfeel→do	<ul style="list-style-type: none"> 立命館大学職員企画として始まった事業で、プレゼンターのチャレンジに、参加者が高速プレストを通じてアイデア出しを実施、応援したり参画したり、市民活動団体やまちづくり協議会と学生の出会いの場を創出しています。学生もファシリテーターやプレゼンターを務めたり、課題に対して学生団体が結成されるなど、次の展開に繋がっています。 事業団は、地域活動や市民活動に取り組むプレゼンターの推薦や、一般参加の呼び掛け、事業の企画運営に参画しています。

(出典) 織田泰行、「コミュニティ政策学会第1分科会「人口減少下における新たなコミュニティの仕組みづくり」発表要旨」(2024年7月6日三重県名張市、adsホールにて学会報告)より引用

4. おわりに：草津市におけるコーディネーター活用策からの示唆

以上、草津市における事業団のまちづくり協議会に対する中間支援を事例の中心に据えて紹介してきた。プロデュース型支援での同事業団職員がコーディネーターとして果たす役割が、近年の若年世代を中心とした多世代間での地域

交流・まちづくりへの展開につながった点など、効果を発揮しているのが印象的な事例だといえる。その際に注目されるのは、コーディネーターとしての役割が効果的に発揮されるよう条件整備に向けた政策展開を草津市が積極的かつ周到に取り組んできたことが確認された。体系だった条例・計画づくりを総合的・段階的に取り組んできたことや、財政支援をはじめ包括的かつ段階的にまちづくり協議会に向けた支援事業を整備してきたこと、まちづくりの拠点となるキラリエ草津開設を契機に事業団のあり方を見直し、職員がコーディネーターとして存分に力量を発揮できるように組織・人事体制を刷新し、その支援内容についても、アウトソーシングを含めて専門家に委ねるべきところは委ねることで役割分担を明確化し、コーディネーターが果たすべきコーディネート業務を絞り込んだことなどである。

ヒアリングのなかで印象的であったのは、地域の若年世代と呼応して新たな動きを生み出すコーディネーターとしての役割を事業団職員が実際に果たすことができていたことだといえる。

また、地域コミュニティに対するコーディネート機能ということであれば、行政との間でも明確な役割分担を行っていることも注目される。地域まちづくりセンターに機能転換する以前の市民センター・公民館時代に、所長（公民館長兼務）をはじめとした市職員が担ってきたコーディネート機能や各種行政相談の役割は、機能転換後は再任用職員が当てられた複数の「地域支援員」が担ってきたが、2022年度からは1名のみとなり、市職員、まちづくり協議会役員やセンター職員、中間支援組織職員等とビジョンを共有し、個別の業務を担当するのではなく、重点項目を絞って各担当職員のサポートを行うこととなった。これに対応して、①地域まちづくり一括交付金の執行内容における相談、②課題解決応援交付金の内容検討、実施における助言、③センター管理運営における相談、など日常的な相談支援は市の正規職員（「学区担当職員」）が分担して行うこととしている（例えば、2024年度はまちづくり協働課職員5名で14学区を分担）。市職員だけで地域コミュニティへの相談・支援業務をすべて対応するのは限界があることを適切に見極めつつも、役割分担を明確化することによって、事業団のコーディネーターがより実践的なまちづくりに向けたプロデュース型支援に集中して取り組むことのできる環境を担保しているといえるだろう。

草津市の取り組みは、単に手厚い支援策を設けたということにとどまらず、行政とコーディネーター、中間支援組織の間で、それぞれの役割分担を明確化したうえで連携を重視した多元的・体系的な体制を構築した事例として、他地域での取り組みにあっても参考となる事例である。